

報道関係者 各位

平成 26 年 9 月 30 日(火)

【照会先】

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

課長 補佐 平川 雅浩(内線3042)

就労支援係長 鈴木 貴士(内線3044)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2528

障害者優先調達推進法に基づく地方公共団体及び地方独立行政法人による 障害者就労施設等との平成 25 年度の調達実績について

厚生労働省では、このほど、地方公共団体及び地方独立行政法人における障害者就労施設等との平成 25 年度の調達実績を取りまとめましたので公表します。

障害者優先調達推進法では、地方公共団体及び地方独立行政法人は、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとされており、同法に基づく基本方針において、厚生労働大臣は都道府県の協力を得て当該実績の概要を取りまとめ公表するものとされています。

今回の地方公共団体及び地方独立行政法人における調達実績の公表は、同法施行後、初めて取りまとめたものであり、地方公共団体及び地方独立行政法人から通知のあった調達実績の概要となっています。

○ 平成 25 年度の調達実績

・地方公共団体及び地方独立行政法人の合計

	: (件数) 59,227 件	(金額) 110.5 億円
うち都道府県	: (件数) 14,596 件	(金額) 21.4 億円
うち市町村	: (件数) 43,481 件	(金額) 86.6 億円
うち地方独立行政法人	: (件数) 1,150 件	(金額) 2.5 億円

○ 障害者就労施設等からの物品の調達額は約 23 億円であり、品目としては小物雑貨の金額が大きい。また、役務の調達額は約 87 億円であり、品目としては清掃・施設管理の金額が大きい。

○ なお、各省庁及び独立行政法人等における調達実績と合計すると、平成 25 年度の調達実績は約 123 億円である。

平成25年度 都道府県及び市町村による障害者就労施設等との調達実績

(単位:円)

	都道府県分		市町村分	
	件数	契約額	件数	契約額
北海道	581	105,835,000	3,253	688,733,159
青森県	234	47,593,407	853	93,260,724
岩手県	124	6,494,207	726	53,140,651
宮城県	238	2,440,376	3,807	61,034,572
秋田県	6	8,517,600	252	31,366,528
山形県	169	18,109,484	351	21,125,098
福島県	122	20,953,744	261	25,727,377
茨城県	59	16,559,189	460	52,411,794
栃木県	93	10,926,348	326	38,197,439
群馬県	1,175	38,177,531	781	101,626,860
埼玉県	217	32,228,557	490	165,164,326
千葉県	105	13,708,675	517	94,106,280
東京都	844	584,207,000	4,702	1,978,103,759
神奈川県	668	343,204,745	799	196,980,600
新潟県	1,198	120,525,499	2,384	266,237,056
富山県	211	4,380,446	462	23,610,415
石川県	169	15,536,494	588	35,793,460
福井県	154	14,457,456	458	104,669,896
山梨県	123	7,458,419	559	16,312,171
長野県	393	42,018,038	1,631	84,636,619
岐阜県	316	7,871,045	544	77,007,267
静岡県	355	50,877,825	683	152,435,499
愛知県	88	4,585,941	1,755	459,228,598
三重県	293	30,586,344	203	32,634,454

	都道府県分		市町村分	
	件数	契約額	件数	契約額
滋賀県	208	14,325,678	369	54,764,554
京都府	165	40,353,039	746	346,620,701
大阪府	330	146,971,622	997	396,137,008
兵庫県	879	35,885,745	1,084	978,605,506
奈良県	34	2,550,556	37	25,043,008
和歌山県	109	17,565,936	138	79,623,889
鳥取県	1,053	23,720,900	470	50,787,704
島根県	221	24,627,560	280	68,992,885
岡山県	94	4,142,363	687	142,321,572
広島県	808	25,964,427	647	153,342,173
山口県	109	7,551,744	535	87,322,491
徳島県	151	22,485,811	273	29,617,204
香川県	179	5,142,936	226	30,524,959
愛媛県	57	4,802,980	242	36,325,070
高知県	1,122	34,159,944	3,012	93,329,561
福岡県	158	35,312,966	2,661	570,789,902
佐賀県	178	16,042,379	553	59,585,406
長崎県	90	20,121,981	1,202	124,219,505
熊本県	223	24,617,384	745	70,469,194
大分県	204	32,532,317	333	155,893,450
宮崎県	114	15,410,363	270	39,105,132
鹿児島県	93	1,711,134	327	80,759,113
沖縄県	82	32,808,841	802	132,430,283
合計	14,596	2,136,061,976	43,481	8,660,154,872

平成25年度 地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品等の調達実績について

(単位:円)

	物品												小計		合計												
	事務用品 管理			食料品・飲料			小物器具			その他の物品			小計		その他の物品		小計										
	件数	金額		件数	金額		件数	金額		件数	金額		件数	金額	件数	金額	件数	金額									
都 道 府 県	1,273	80,791,798		715	28,002,072	1,323	452,239,648	1,043	100,908,377	4,387	664,941,886	7,754	557,493,036	716	163,727,880	561	317,609,417	350	227,460,228	3	7,872,000	848	197,077,509	10,231	1,471,420,080	14,588	2,196,061,976
市 町	3,114	110,143,550			384,388,488	5,903	654,783,778	3,448	515,316,839	22,864	1,844,613,686	7,555	770,770,126	2,424	140,098,728	4,888	3,783,884,591	285	211,052,300	153	32,834,860	5,531	2,087,700,603	20,816	7,015,541,206	43,481	8,680,154,872
地方独立行政法人	117	5,450,155		184	4,010,637	51	1,682,541	32	8,069,318	384	20,207,851	502	48,589,729	86	138,415,143	76	28,085,493	38	4,780,103	0	0	66	11,489,844	766	230,350,312	1,150	250,557,983
合 計	4,504	196,394,503		11,300	396,388,207	7,277	1,108,685,969	4,521	628,294,534	27,615	2,329,782,213	15,610	1,377,772,891	3,228	448,241,729	5,505	4,108,078,531	671	443,302,631	156	40,806,860	6,445	2,296,207,585	31,610	8,717,011,598	59,227	11,046,774,811

平成25年度 各省市、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品等の調達実績について

(単位:円)

	物品												役務												合計	
	事務用品 書籍		食料品・飲料		小売雑貨		その他の物品		小計		印刷		クリーニング		清掃・ 施設管理		情報処理 サービス		教養娯楽 の運営		その他の役務		小計			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
各省市	565	65,587,849	789	42,077,835	73	96,842,165	82	15,825,372	1,508	220,413,023	581	116,667,403	102	13,654,808	122	14,918,396	165	123,650,419	0	0	150	66,750,003	1,120	335,847,089	2,628	556,000,110
独立行政法人等	322	10,852,718	139	30,305,574	185	40,151,123	83	6,572,286	739	87,381,701	1,845	144,080,127	201	350,975,644	57	14,246,076	82	32,212,938	0	0	338	65,353,022	2,323	606,847,805	3,082	684,229,506
都道府県	1,270	80,791,788	716	26,002,072	1,323	452,039,649	1,043	103,908,377	4,367	684,841,886	7,353	557,453,086	716	163,727,860	551	317,669,447	350	227,460,228	3	7,872,000	848	197,017,569	10,231	1,471,120,080	14,586	2,136,061,976
市町村	3,114	110,143,550	10,401	384,369,438	5,903	654,783,779	3,446	515,316,839	22,864	1,644,813,668	7,355	770,770,126	2,424	149,038,728	4,668	3,763,984,591	285	211,052,300	153	32,534,860	5,531	2,087,700,603	20,616	7,015,541,206	43,481	8,660,154,872
地方独立行政法人	117	5,459,155	194	4,016,637	51	1,662,541	32	9,069,318	384	20,207,853	502	49,569,729	88	136,415,143	76	28,085,493	38	4,790,103	0	0	66	11,489,844	766	230,350,312	1,150	250,557,963
合計	5,391	272,314,870	12,227	483,771,616	7,535	1,245,079,257	4,686	650,792,192	29,862	2,637,557,935	17,686	1,038,500,421	3,529	813,972,181	5,684	4,138,844,003	918	589,165,986	156	40,806,860	6,832	2,426,317,041	33,056	8,959,506,482	64,917	12,297,084,427

(参考) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律の概要

(平成24年6月20日成立、同6月27日公布)

1. 目的 (第1条)

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

2. 国等の責務及び調達の推進 (第3条～第9条)

<国・独立行政法人等>

優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務

基本方針の策定・公表 (厚生労働大臣)

調達方針の策定・公表 (各省各庁の長等)

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表等

<地方公共団体・地方独立行政法人>

障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務

調達方針の策定・公表

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表

3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等 (第10条)

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供 (第11条)

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

5. その他 (附則第1条～附則第3条)

(1) 施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 検討

政府は、以下の事項について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ① 障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供の在り方
 - ② 入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入
- #### (3) 税制上の措置

国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(参考)障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針の概要

1. 国及び独立行政法人等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向

(平成25年4月23日閣議決定、同4月26日告示)

- (1) 分野を限定することなく調達を推進すること。
- (2) 調達に関する他の施策等との調和を図ること。

2. 優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項

- (1) 障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めること。
- (2) 予算の適正な使用等に留意しつつ、随意契約を活用する場合には、障害者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めること。
- (3) 調達に当たっての仕様等は必要十分かつ明確にするとともに、予定価格は取引の実例価格等を考慮して適正に設定すること。また、障害者就労施設等がその特性により不当に排除されないようとする等競争への参加の機会の確保に留意すること。
- (4) 物品等の計画的な発注を行うとともに、障害者就労施設等に配慮した納期の設定に努めること。
- (5) 地方支分部局等ごとに地域の障害者就労施設等への発注に努めること。
- (6) 共同受注窓口を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこと。

3. 障害者就労施設等に対する国及び独立行政法人等による物品等の調達の推進に関する基本的事項

透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、物品等の調達に関する情報の障害者就労施設等への提供促進に資するため、調達に関する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、障害者就労施設等に提供する等の措置を講ずること。

4. その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する重要事項

- (1) 調達推進のための体制を整備すること。
- (2) 調達方針の作成における留意事項
 - ① 原則として各機関の全ての内部組織に適用すること。
 - ② 物品、役務の種別ごとに調達実績額が前年度を上回ることなどの目標設定をすること。
- (3) 調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等
 - ① 各省各庁の長等は、調達実績の概要の公表をできる限りわかりやすい形で行うこと。
 - ② 厚生労働大臣は、地方公共団体等を含めた国全体の調達実績の概要を取りまとめ、公表すること。
- (4) 公契約における障害者の就業を促進するための措置等
- (5) 関係省庁等連絡会議の設置
- (6) 国は、必要に応じて基本方針の見直しを行うこと。
- (7) 各省各庁の長等は、厚生労働大臣又は内閣総理大臣からの要請に対し、対応について報告すること。